

四十九 削除

五十六十三 (略)

六十四 遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤静脈内投与療法 脳出血 (発症から二時間以内のものに限る。)

○農林水産省告示第二千百十九号
日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、次に掲げる日本農林規格を確認したので、同法第七条第二項の規定に基づき公示する。

令和二年十月三十日

農林水産大臣 野上浩太郎

一 ハンバーガーパティの日本農林規格(昭和五十二年十月八日農林省告示第千十五号)(JAS)

二 地鶏肉の日本農林規格(平成十一年六月二十日農林水産省告示第八百四十四号)(JAS)

三 ノングルテン米粉の製造工程管理の日本農林規格(JAS ○〇一四)を次のようく定め、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和二年十一月二十九日から施行する。

令和二年十月三十日

農林水産大臣 野上浩太郎

四 日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第三条第一項の規定に基づき、ノングルテン米粉の製造工程管理の日本農林規格(JAS ○〇一四)を次のようく定め、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和二年十一月二十九日から施行する。

五 ○農林水産省告示第二千百二十号

六 ○農林水産省告示第二千百二十一号

七 ○農林水産省告示第二千百二十二号

八 ○農林水産省告示第二千百二十四号

九 ○農林水産省告示第二千百二十一号

十 ○農林水産省告示第二千百二十二号

十一 ○農林水産省告示第二千百二十四号

十二 ○農林水産省告示第二千百二十一号

十三 ○農林水産省告示第二千百二十四号

十四 ○農林水産省告示第二千百二十四号

十五 ○農林水産省告示第二千百二十四号

十六 ○農林水産省告示第二千百二十四号

十七 ○農林水産省告示第二千百二十四号

十八 ○農林水産省告示第二千百二十四号

十九 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十一 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十二 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十三 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十四 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十五 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十六 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十七 ○農林水産省告示第二千百二十四号

○農林水産省告示第二千百二十二号
日本農林規格等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第三十八条の五の規定に基づき、農林物資の取扱い等の方法の適合の表示の様式及び表示の方法(平成三十一年十二月二十八日農林水産省告示第二千八百二十一号)の一部を次のようく改正し、令和二年十一月二十九日から施行する。

令和二年十月三十日

農林水産大臣 野上浩太郎

六 ○農林水産省告示第二千百二十三号

七 ○農林水産省告示第二千百二十三号

八 ○農林水産省告示第二千百二十三号

九 ○農林水産省告示第二千百二十三号

十 ○農林水産省告示第二千百二十三号

十一 ○農林水産省告示第二千百二十三号

十二 ○農林水産省告示第二千百二十三号

十三 ○農林水産省告示第二千百二十三号

十四 ○農林水産省告示第二千百二十三号

十五 ○農林水産省告示第二千百二十三号

十六 ○農林水産省告示第二千百二十三号

十七 ○農林水産省告示第二千百二十三号

十八 ○農林水産省告示第二千百二十三号

十九 ○農林水産省告示第二千百二十三号

二十 ○農林水産省告示第二千百二十三号

二十一 ○農林水産省告示第二千百二十三号

二十二 ○農林水産省告示第二千百二十三号

二十三 ○農林水産省告示第二千百二十三号

二十四 ○農林水産省告示第二千百二十三号

二十五 ○農林水産省告示第二千百二十三号

二十六 ○農林水産省告示第二千百二十三号

二十七 ○農林水産省告示第二千百二十三号

二十八 ○農林水産省告示第二千百二十三号

二十九 ○農林水産省告示第二千百二十三号

三十 ○農林水産省告示第二千百二十三号

三十一 ○農林水産省告示第二千百二十三号

三十二 ○農林水産省告示第二千百二十三号

三十三 ○農林水産省告示第二千百二十三号

三十四 ○農林水産省告示第二千百二十三号

三十五 ○農林水産省告示第二千百二十三号

三十六 ○農林水産省告示第二千百二十三号

三十七 ○農林水産省告示第二千百二十三号

三十八 ○農林水産省告示第二千百二十三号

三十九 ○農林水産省告示第二千百二十三号

四十 ○農林水産省告示第二千百二十三号

○農林水産省告示第二千百二十二号
日本農林規格等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第三十八条の五の規定に基づき、農林物資の取扱い等の方法の適合の表示の様式及び表示の方法(平成三十一年十二月二十八日農林水産省告示第二千八百二十一号)の一部を次のようく改正し、令和二年十一月二十九日から施行する。

令和二年十月三十日

農林水産大臣 野上浩太郎

六 ○農林水産省告示第二千百二十四号

七 ○農林水産省告示第二千百二十四号

八 ○農林水産省告示第二千百二十四号

九 ○農林水産省告示第二千百二十四号

十 ○農林水産省告示第二千百二十四号

十一 ○農林水産省告示第二千百二十四号

十二 ○農林水産省告示第二千百二十四号

十三 ○農林水産省告示第二千百二十四号

十四 ○農林水産省告示第二千百二十四号

十五 ○農林水産省告示第二千百二十四号

十六 ○農林水産省告示第二千百二十四号

十七 ○農林水産省告示第二千百二十四号

十八 ○農林水産省告示第二千百二十四号

十九 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十一 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十二 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十三 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十四 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十五 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十六 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十七 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十八 ○農林水産省告示第二千百二十四号

二十九 ○農林水産省告示第二千百二十四号

三十 ○農林水産省告示第二千百二十四号

三十一 ○農林水産省告示第二千百二十四号

三十二 ○農林水産省告示第二千百二十四号

三十三 ○農林水産省告示第二千百二十四号

三十四 ○農林水産省告示第二千百二十四号

三十五 ○農林水産省告示第二千百二十四号

三十六 ○農林水産省告示第二千百二十四号

三十七 ○農林水産省告示第二千百二十四号

三十八 ○農林水産省告示第二千百二十四号

三十九 ○農林水産省告示第二千百二十四号

四十 ○農林水産省告示第二千百二十四号

四十一 ○農林水産省告示第二千百二十四号

四十二 ○農林水産省告示第二千百二十四号

四十三 ○農林水産省告示第二千百二十四号

四十四 ○農林水産省告示第二千百二十四号

四十五 ○農林水産省告示第二千百二十四号

四十六 ○農林水産省告示第二千百二十四号

四十七 ○農林水産省告示第二千百二十四号

四十八 ○農林水産省告示第二千百二十四号

四十九 ○農林水産省告示第二千百二十四号

五十 ○農林水産省告示第二千百二十四号

五十一 ○農林水産省告示第二千百二十四号

五十二 ○農林水産省告示第二千百二十四号

五十三 ○農林水産省告示第二千百二十四号

五十四 ○農林水産省告示第二千百二十四号

○環境省告示第八十九号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十年五年法律第百三十七号)第十五条の四の四第一項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十年五年法律第百三十七号)第十五条の四の四第一項の規定に基づき、廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があつたので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十月三十日

環境大臣 小泉進次郎

六 ○環境省告示第八十九号

七 ○環境省告示第八十九号

八 ○環境省告示第八十九号

九 ○環境省告示第八十九号

十 ○環境省告示第八十九号

十一 ○環境省告示第八十九号

十二 ○環境省告示第八十九号

十三 ○環境省告示第八十九号

十四 ○環境省告示第八十九号

十五 ○環境省告示第八十九号

十六 ○環境省告示第八十九号

十七 ○環境省告示第八十九号

十八 ○環境省告示第八十九号

十九 ○環境省告示第八十九号

二十 ○環境省告示第八十九号

二十一 ○環境省告示第八十九号

二十二 ○環境省告示第八十九号

二十三 ○環境省告示第八十九号

二十四 ○環境省告示第八十九号

二十五 ○環境省告示第八十九号

二十六 ○環境省告示第八十九号

二十七 ○環境省告示第八十九号

二十八 ○環境省告示第八十九号

二十九 ○環境省告示第八十九号

三十 ○環境省告示第八十九号

三十一 ○環境省告示第八十九号

三十二 ○環境省告示第八十九号

三十三 ○環境省告示第八十九号

三十四 ○環境省告示第八十九号

三十五 ○環境省告示第八十九号

三十六 ○環境省告示第八十九号

三十七 ○環境省告示第八十九号

三十八 ○環境省告示第八十九号

| 番号 | 名 称 | 住 所 | 市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間 |
|------|---------|------------------|---------------------------------------|
| 5297 | 株式会社大見屋 | 愛媛県宇和島市新町一丁目四番六号 | 令和二年八月三十一日から令和三年八月三十日まで |

○経済産業省告示第二百十二号
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。
四十九 切除支援のためのマイクロコイル併用気管支鏡下肺マッピング法 微小肺病変
(新設)
五十六十三 (略)

五十九 削除